

改正

平成30年 3 月31日告示第106号

桜井市協働推進会議要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、桜井市附属機関条例（平成25年 6 月桜井市条例第 8 号）第 2 条の規定に基づき、桜井市協働推進会議（以下「推進会議」という。）の組織、運営等について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 市民協働に関する施策の推進に関すること。
- (2) 協働推進指針に基づく事業の推進に関すること。
- (3) 桜井市市民協働推進補助金の交付に係る審査に関すること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、次に掲げる委員 8 人以内をもって組織し、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民活動団体関係者
- (3) 公募による市民
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、市長が必要と認める者

(任期)

第 4 条 前条に掲げる委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 推進会議に会長及び副会長を各 1 人置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選とする。
- 3 会長は、会務を統括し、推進会議を主宰する。
- 4 推進会議の会議は、会長が招集する。
- 5 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 推進会議の庶務は、市民生活部市民協働課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則 (平成30年3月31日告示第106号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。